

Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供

1 介護サービス基盤の整備・充実

〈背景〉

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、高齢化率は今後も上昇が続き、2040年には34.8%、2070年には38.7%になると予測されています。このような状況の中、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を続けるための在宅サービスの整備や、自宅で常時介護を受けることが困難な人のための特別養護老人ホーム等の施設の整備など、介護サービス利用者や介護者、地域のニーズに応じた介護サービス基盤の整備が求められています。

〈現状〉

本市では、前期計画の期間中に、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームを計214床（前期計画期間中に選定され、本計画期間中に整備が完了するものも含む。）整備したほか、特定施設入居者生活介護として計70床を指定するなどし、施設整備を着実に進めておりますが、2040年にかけて本市の高齢者人口は一層増加していくことが見込まれることから、今後も継続的な施設整備が必要です。また、県が2022年度に実施した「県民意識調査」によれば、介護が必要となった場合に自宅での介護を希望する人は合計で約46%にものぼり、約半数近い人が、介護が必要になった際に自宅で過ごすことを希望している実態がうかがえます。今後も要介護度の高い人の増加が見込まれていることを踏まえると、こうした人ができる限り在宅での生活を送ることのできるサービス提供体制の充実も求められています。このような状況の中、中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見通したうえで、介護サービス事業者や地域の関係者と、介護サービス基盤整備の在り方について検討していくことも求められています。

〈方針〉

本計画では、中長期的な介護ニーズを見通したうえで、利用者の機能維持回復のためのリハビリテーションサービスや、24時間を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅での暮らしを支えるサービス基盤の整備・充実に引き続き取り組みます。

介護保険施設等の整備については、地域の実情を踏まえ、中長期的な整備目標を定めるなど柔軟な対応を行うとともに、入所者に対しては医療ニーズ等への適切な対応に努めます。また、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方も含めた検討を行います。併せて、介護サービス情報の公表等を通じ、介護サービスの質の向上を図り、適切で良質な介護サービスを利用できる環境の整備を進めるとともに、利用者や介護者に向けた各種情報の発信や負担の軽減のための取り組みを推進します。

(1) 介護サービス基盤の整備

高齢者数の増加とともに要介護度の高い高齢者の増加が見込まれます。在宅サービスについては、運動機能や摂食・嚥下（えんげ）機能の維持回復のためのリハビリテーション提供体制の充実や、中重度の要介護度の人々が可能な限り在宅生活を継続できるよう、柔軟な支援が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備が求められていることから、共生型サービスや広域利用等含めた多様な介護サービス提供体制の整備を促進します。また、施設・居住系サービスについては、高齢者人口の中長期的な動向やサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの整備状況、入居希望者等の状況の把握と検証を行いながら、適切な量の整備を継続的に実施します。

【主な取り組み】

①在宅サービス

取組名		内容
97	リハビリテーション提供体制の充実	機能維持回復のための効果的なサービスが必要な人に提供できるよう、既存施設の在宅療養支援機能の拡充と訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等の提供体制の充実に取り組みます。
98	在宅医療・介護サービス拠点の整備	住み慣れた地域で安定した生活を営むことができるよう、在宅支援サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）や地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護）の事業参入を促進します。

②施設・居住系サービス

取組名		内容
99	介護保険施設の整備	高齢者の増加が見込まれるため、地域の実情を踏まえ必要な特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院の施設整備を行います。
100	認知症高齢者グループホームの整備	認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症高齢者グループホームの整備を行います。
101	特定施設入居者生活介護の整備	多様な施設整備が進むことで、入所できる施設の選択の幅が広がることから、介護付き有料老人ホームなど特定施設入居者生活介護の整備を行います。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

【整備実績・目標】

（単位：床）

区分	8期中の整備実績 (2023年度末総数)	9期中の 整備目標	2024	2025	2026
			年度	年度	年度
特別養護老人ホーム	86 (1,876)	120	40	40	40
地域密着型特別養護老人ホーム	29 (836)	87	29	29	29
介護老人保健施設	40 (1,478)	150	0	0	150
介護医療院	0 (19)	100	0	50	50
認知症高齢者グループホーム	99 (765)	108	36	36	36
特定施設入居者生活介護	70 (1,276)	400	130	130	140

※「8期中の整備実績」には、2023年度の見込値を含みます。

※「2023年度末総数」には、整備中のものを含みます。

(2) 介護サービスの質の向上

高齢者が安心して生活できるようにするためには、事業者の適切なサービス提供を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図り、必要となったときに適切で良質な介護サービスを利用できる環境を整備することが必要です。

【主な取り組み】

取組名		内容
102	ケアマネジャーの資質の向上	高齢者あんしんセンターが専門職等と連携し、高齢者の自立支援に向け、インフォーマルなサービスを含めた社会資源や多様なサービスを活用したケアプラン作成のための研修会を、ケアマネジャーを対象として実施します。また、処遇困難ケースにおける相談支援や地域ケア会議等を活用しケアマネジャーの資質の向上に努めます。
103	運営推進会議への取り組み	地域に開かれた事業所づくりはサービスの質の向上につながることから、引き続き、市（長寿社会課）や高齢者あんしんセンターの職員が地域密着型サービス事業所の開催する運営推進会議に参加し、必要な助言や情報提供、意見交換を行います。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

（3）介護サービス利用者や介護者への支援

高齢者が安心して生活をしていくため、必要なときに必要な介護サービスを安心して受けられるようにするための支援や低所得者の負担の軽減のための取り組みを行うとともに、在宅介護を支える家族等の介護者に対しても支援を行います。

【主な取り組み】

取組名		内容
104	介護サービス等に関する情報の提供	介護保険制度を広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた「介護保険利用の手引き」の配布や市内の介護サービス事業所一覧の作成、市ホームページやSNS、その他のデジタルツール、広報高崎などのさまざまな媒体を活用した広報活動や、地域の相談窓口と連携して制度の啓発等を行います。
105	ぴったりサービス	従来は対面や郵送においてのみ可能だった介護保険の一部手続きについて、マイナンバーカードを利用した電子申請（ぴったりサービス）が可能となりました。引き続き利用者拡大を目指すため、個人のみではなく事業者に対しても、定期的な制度周知を行います。
106	低所得者等への支援	低所得者に対して介護保険サービス利用額の一部を助成する事業を継続して行います。また、災害等で財産を著しく損失した場合や業務の休廃止等により著しく収入が減少した場合における介護保険料の減免を行います。
107	短期入所サービス費助成金の支給	居宅サービス費の支給限度額を超えてサービスを利用する必要がある人を支援するため、介護度等に応じた日数の範囲内で、短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護等）費助成金の支給を行います。
108	介護者支援の充実	在宅で中重度の要介護者を一定期間介護した場合、家族などの介護者に対して「在宅寝たきり高齢者等介護慰労手当」を支給します。また、介護者の介護知識の取得を目的として「おむつのあて方講習会」を開催するほか、介護者の孤立を防ぐため各種相談窓口や「介護者のつどい」などの周知・啓発に取り組みます。

取組名		内容
109	苦情解決体制の充実	事業者に関する苦情や相談を受け付けた場合、事実関係を確認し、県や国民健康保険団体連合会と連携しながら解決に向けた対応を行うとともに、法令違反や不正などが明らかとなった場合には、必要な改善指導を行います。

2 持続可能なサービス提供体制の構築

《背景》

国の厚生労働白書によれば、全国の要介護（支援）認定者数は、介護保険制度がスタートした2000年の約218万人から、2022年には約690万人へと約3.2倍に増加しています。また、介護サービス受給者数についても、2000年の約149万人から、2022年には約517万人へと約3.5倍に増加しています。

要介護認定者の増加に伴い介護に従事する職員数は増加していますが、介護関係の職種の有効求人倍率は、全職業のそれよりも高い状況が続き、2022年度においては、全職業の有効求人倍率が1.16倍であったのに対し、介護関係の職種においては3.71倍となっており、依然として介護分野における人材の確保は大きな課題となっています。

就業促進、職場環境の改善による離職の防止、外国人材の受入れ環境整備などに総合的に取り組むとともに、生産性向上の推進のため、ICTや介護ロボット等のテクノロジーを活用した業務負担の軽減などによる働きやすい環境の整備も求められています。

《現状》

前期計画策定時における推計値をもとに、本市の介護人材の将来的な不足数を算出すると、2040年には2,270人の介護人材が不足すると見込まれています。こうした状況をふまえ、市では、「介護に関する入門的研修」や「元気高齢者向けセミナー」、「介護人材家賃補助事業」などの事業を新たに開始し、介護人材確保や定着支援に向けた取り組みを進めてきました。

今後も、介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の確保や介護現場における生産性の向上に対する取り組みの一層の促進、また介護情報基盤整備等による業務効率化など、介護現場の革新と介護人材の早期離職の防止・定着への支援が必要です。

《方針》

本計画では、今後、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上を推進します。

県や関係団体と連携しつつ、介護人材のすそ野を広げるための参入促進支援に取り組むほか、介護現場における事務負担の軽減と業務効率化を支援することにより、介護分野における担い手不足の解消と介護サービスの持続可能性の確保に向けた取り組みを進めます。

(1) 介護人材の確保と定着支援

少子高齢化が進む中、生産年齢人口が減少し介護人材が不足することが見込まれています。将来にわたって介護サービスが安定的に提供されるためには、中長期的な視点に立った多様な介護人材の確保の取り組みが求められています。市では、関係機関や団体と連携した人材の確保や育成のための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
110	若い世代への職業意識の醸成	市内の中学生による介護サービス事業所等への福祉活動体験（やるベンチャーウィーク）を通じて、若い世代の介護職に対する職業意識の向上に努めます。
111	参入促進の支援	介護人材のすそ野を広げるため、元気高齢者や子育てを終えた市民等これまでに介護の知識や経験がなかった人を対象とする参入促進の支援などに、福祉人材センター等の関係機関と連携し取り組みます。
112	制度周知と活用支援	国・県の助成制度や関係団体等の取り組みについて周知・協力することで、介護サービス事業所の人材確保の取り組みを支援します。
113	介護人材家賃補助事業	新たに市内の介護サービス事業所に就職する方に対し家賃補助を実施し、介護人材の確保と定着促進を図ります。
114	研修受講や資格取得の支援	介護従事者の受講が義務化される認知症対応型基礎研修について、介護サービス事業所への周知・指導に努めます。また、外国人材を含め、定着促進のため介護に関する資格取得の支援に取り組みます。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

（2）介護現場の生産性の向上

介護サービスの安定的な提供には、介護現場で働く人がやりがいを持って働き続けられるための働きやすい職場環境の整備が求められます。市では、県と連携して業務の効率化や介護職員の負担軽減、ハラスメント対策の推進などの支援を行い、介護現場の革新と介護人材の早期離職の防止・定着に取り組みます。

【主な取り組み】

取組名		内容
115	介護ロボットやICTの導入支援	介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な介護サービスの提供ができるよう、事業所が行う施設の大規模修繕を条件として、同じ時期に導入する介護ロボットやICTへの助成を行います。
116	業務効率化の支援	人材や資源が有効に活用されるよう、経営の協働化の検討や規模の見直しを行う介護サービス事業者に対して支援を行います。
117	文書負担軽減の推進	介護現場の業務効率化を図るため、国の示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化等の取り組みを進めるとともに、国が導入する電子申請システムの普及・活用を進めます。
118	情報発信と活用支援	国・県の助成制度や先駆的なモデル事業所の取り組みなどの周知により、事業所の業務効率化を支援します。また、報告された介護事故情報の分析結果を周知し、介護現場の安全性の確保を支援します。
105	ぴったりサービス【再掲】	従来は対面や郵送においてのみ可能だった介護保険の一部手続きについて、マイナンバーカードを利用した電子申請（ぴったりサービス）が可能となりました。引き続き利用者拡大を目指すため、個人のみではなく事業者に対しても、定期的な制度周知を行います。

3 介護給付費の適正化

《背景》

介護保険制度は、2000年4月に高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして導入され20年以上が経過しました。この間において、介護サービスの受給者数や介護給付費は3倍を超え、介護サービス事業者についても順調に増加するなど、高齢者の暮らしを支える制度として着実に普及してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えたときに、高齢者の増加に伴い介護給付費もさらに増加していくことが見込まれるため、介護保険事業の適正な運営に向けた取り組みが、より一層求められることとなります。

《現状》

これまでも、市では、介護保険サービスの質の向上や制度の適正な運営を確保するため、介護サービス事業者への法令に基づく指導や助言、介護給付の適正化、苦情解決などに取り組んできました。重大な事故や苦情、虐待通報等があった際には、関係機関と連携し、行政処分等も行ってきました。

高齢者の増加に伴い、介護サービス受給者も一層増加していくことが見込まれる中で、適切な要介護認定とサービス提供を図り、より一層、効果的で効率的な介護給付の適正化に努めていくことが必要です。

また、報告された事故情報等についても、正確に把握・分析し、介護現場に対し適切に指導や支援等を行い、介護現場の安全性の確保やリスクマネジメントの推進を図ることが一層求められています。

《方針》

本計画では、介護サービスの更なる充実と介護保険事業の適正な運営に向け、介護サービス事業者や介護従事者に対する適切な指導・支援に努めるとともに、高崎市介護給付適正化実施計画を策定し、要介護認定の適正化やケアプラン点検、国民健康保険団体連合会の医療情報との突合と介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した縦覧点検などの取り組みの強化を図ることで、介護給付の適正化に努めます。

また、保険者機能強化推進交付金等を活用し、評価結果の共有・検証・改善等を行うことで、保険者機能の更なる強化へとつなげるとともに、地域包括ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告や分析システム等を活用することにより、地域における保険給付等の動向やその特徴の把握に努め、県や関係機関と連携した取り組みを進めます。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

（１）指導体制の強化

介護保険サービスを行う事業所に対して運営指導を実施し、運営実態の確認及び法令等に基づく適正な運営に向けた指導を行うとともに、法令遵守の徹底や制度の周知を図るため、集団指導を定期的を実施します。

また、重大な事故・苦情のほか、虐待通報等があった場合は、関係部署と連携して事業者に対する緊急的な立入検査（監査）を実施し、基準違反等の内容により、指定取消し等の行政処分や、再発防止に向けた改善勧告又は改善命令等を行います。

【主な取り組み】

取組名		内容
119	介護サービス事業所等への指導監査	法令に基づき定期的な運営指導や集団指導を実施するほか、事業者による指定基準違反や虐待が発覚した場合には、関係部署と連携し、指定取消しを含む行政処分や再発防止に向けた改善勧告・改善命令等を行います。

(2) 要介護認定・介護給付費の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者の認定を迅速かつ適切に実施し、受給者が真に必要とするサービスを過不足なく適切に提供するように事業者に促すものです。市では、高崎市介護給付適正化実施計画を策定しその取り組みを進め、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることで、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

【主な取り組み】

取組名		内容
120	要介護認定の適正化	認定調査が統一した視点で行われるよう認定調査結果を全数点検するとともに、国の認定調査員研修受講結果等のデータ分析から把握した課題を研修会等開催し、委託調査員を含む全調査員へ周知します。また、要介護認定の審査の簡素化・効率化に努めます。
121	ケアプラン点検の強化	高崎市介護給付適正化実施計画に基づき、主に市内居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが作成したケアプランを点検します。
122	住宅改修や福祉用具の点検の実施	住宅改修や特定福祉用具購入の償還払いの介護サービスについては、申請時の書面審査に加え、実地による確認や利用状況の調査などを行います。
123	医療情報との突合と縦覧点検の実施	国民健康保険団体連合会から提供される医療突合情報に基づき、医療と介護の重複請求排除の観点から請求内容の点検を行います。また、国保連合会介護適正化システム等を活用し、縦覧点検を行います。